

# 岡山県立美術館 ハロゲン化物消火設備修繕仕様書

## 1. 業務概要

- (1) 名称 岡山県立美術館ハロゲン化物消火設備修繕
- (2) 業務内容 ハロゲン化物消火設備の更新
- (3) 履行期間 契約締結日～平成30年3月9日
- (4) 履行場所 岡山県立美術館 地下1階 ハロゲンボンベ室  
(岡山市北区天神町8-48)

## 2. 修繕概要

岡山県立美術館のハロゲン化物消火設備の容器、容器弁等が、法令期限到来のため、更新を行う。

- (1) ハロゲン化物消火設備（ハロン1301 貯蔵容器・容器弁及び起動用ガス容器・容器弁）を更新する。ハロゲン化物消火設備以外の配管及び架台等は既設を利用することも可とする。

※ 参考 既設のハロゲン化物消火設備

- ①ハロン1301 貯蔵容器（エア・ウォーター防災(株)製） 25本（容器弁含む。）  
GRS：約125kg、NET：45.0kg
- ②二酸化炭素起動容器（エア・ウォーター防災(株)製） 12本（容器弁含む。）  
GRS：約4kg、NET：0.65kg

- (2) 撤去した容器、回収したガス等は、環境消防ネットワークの制度に則って適切に処理すること。

## 3. 業務仕様

ハロゲン化物消火設備

- ①ハロン1301 貯蔵容器 25本（容器弁含む。）  
GRS：約125kg、NET：45.0kg
- ②二酸化炭素起動容器 12本（容器弁含む。）  
GRS：約4kg、NET：0.65kg

※ 新品（ガス充填済み）の容器、容器弁等への取替交換とする。

※ 取替交換の際には、必要なる部品等の交換を含む。

## 4. 成果物

本業務完了時に、以下の成果物を提出し検査を受けること。

- ① 修繕図面 2部
- ② 機器納入仕様書 2部
- ③ 現場写真 2部
- ④ 機器試験成績書 2部
- ⑤ 取扱説明書 2部
- ⑥ 打合せ記録簿・作業日報 1部
- ⑦ 機器処理の伝票（管理表）等 1部
- ⑧ その他、本業務に伴い県が指示し作成した書類等
  - ・ 県が書面の様式等を指定した場合はそれに従うこと。
  - ・ ②の機器納入仕様書は当機器更新作業日の2週間以上前に提出すること。

## 5. 特記事項

### (1) 業務体制等関係

- ①契約締結後2週間以内に、本業務における管理責任者、担当者及び本業務実施体制、並びに本業務工程等を明記した計画書を提出し、県の承諾を受けなければならない。
- ②管理責任者は、受注者の一切の権限（契約書の規定により行使できない権限、及び受注者が管理責任者に委任できる権限を制限する内容を県に申し出て、県の承諾を受けている場合を除く。）を有するものとし、県は管理責任者に対して指示等を行えば足りるものとする。
- ③現場作業時及び県との打合せ時、並びに検査時等には、管理責任者が立ち会うこと。
- ④本業務を適正かつ円滑に実施するため、管理責任者と県係員は常に密接な連絡を取り、必要に応じて打合せを行うものとする。また、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

### (2) 現場作業関係

- ①現場作業時は、先に作業予定表を提出し県の承諾を得ること。現場作業時は、管理責任者が立ち会うこと。また作業に伴うハロゲン化物消火機能断の時間は、概ね4時間以内とすること。
- ②容器取替後に、ハロゲン化物消火設備の各容器の内容量・圧力測定及び容器弁接続部の締付状態の確認等を実施するとともに、全体機器試験を実施し、機器試験成績書にまとめて提出すること。

### (3) その他

- ①本修繕完了後、2年間は工事目的物の瑕疵について無償補償（障害対応を含む。）に応じること。
- ②本修繕に伴い、その構成上、機能上必要となる作業は、本仕様書に明示されていない場合であっても、本修繕に含めること。
- ③本修繕に伴い、必要となる関係各庁への届出書類等は受注者が作成すること。また発注者の求めに応じて、関係各庁への報告等に同行し、検査等に立ち会うこと。
- ④本業務の遂行に際して、知り得た情報については、本目的以外に使用し又は第三者に提供してはならない。本業務終了後も同様とする。また、個人情報の保護を図ることを目的として、県が指定する個人情報取扱特記事項を設けた契約書を締結すること。
- ⑤本仕様書に記載の無い事項に関して疑義が生じた場合は、発注者と受注者において、別途協議の上、対応を調整するものとする。